

行政 から

2017年1月
No.133



新年ごあいさつ P.1～

〈とりくみ1〉 P.5

檀原市との災害協定締結について

〈とりくみ2〉 P.6～

熊本会視察レポート

〈特集〉P.10～

ユキマサくんが第1・2業務部長に聞く

〈とりくみ3〉 P.14～

新規登録会員等研修報告

〈とりくみ4〉 P.16～

行政書士広報月間の活動報告

目 次

新年ごあいさつ（奈良県行政書士会 会長 中嶋章雄）	1
新年ごあいさつ（奈良県知事 荒井正吾）	3
新年ごあいさつ（日本行政書士会連合会 会長 遠田和夫）	4
橿原市との災害協定締結について	5
熊本会視察レポート ～災害時行動マニュアル作成に向けて～	6
行政書士試験実施・特定行政書士考査結果のご報告	8
専門士業連絡協議会のご報告	9
ユキマサくんが第1業務部部长に聞く	10
ユキマサくんが第2業務部部长に聞く	12
新規登録会員及び補助者登録研修の報告	14
平成28年度広報月間の活動報告	16
近畿女性行政書士交流会に参加しました	18
知的資産 Week2016のご報告	20
ADR センター奈良開設のご報告	21
法改正情報	22
トピック（4コマ漫画含む）	24
ゆるキャラグランプリ2016結果のお知らせ	25
新規登録会員さんいらっしゃい！	26
会員の動き・編集後記	28



※ユキマサくん…行政書士のマスコットキャラクター。5才。
行政書士くらしまもる先生の仕事を観察しながら、
猫社会の行政書士を目指している。



奈良盆地と東部山間部は、古来それぞれ、「国中（くんなか）」「東山中（ひがしくんなか）」と呼ばれてきました。国中と東山中を結ぶ道のうち、奈良と柳生とは春日山と高円山の間を抜ける古道で結ばれており、それが柳生街道と呼ばれています。

この道のもつ歴史は古く、既に奈良時代には奈良から柳生を経て笠置山までを結ぶ修験道的な性質を有した道として成立していたと推定されています。柳生の里自体も古い歴史があり、大化の改新で大和に置かれた6つの県（あがた）の一つ、曾布（そふ）の中に「楊生（やぎう）」が含まれていたことから考えると、さらに以前からの山間を抜ける道は存在したと思われます。租税の品や都市部と山間部の交易品の輸送路、奈良から柳生を経て伊賀上野から東国へと結ぶ道として、また江戸時代には奈良と柳生の陣屋を結ぶ重要な街道として、戦後しばらくの時期までは生活道路として、古代よりこの道は利用されてきました。

現在は、奈良から忍辱山円成寺までの柳生街道（滝坂の道）コース、円成寺から柳生までの柳生街道（剣豪の里コース）と街道を2つのルートに分けてそれぞれ整備されており、ハイキングコースとして親しまれています。

（19頁へつづく）



《連載》
ユキマサなら散歩
〜柳生街道〜

平成二十九年 新年ごあいさつ

奈良県行政書士会
会長 中 嶋 章 雄



平成二十九年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解とご協力を賜わり、また行政書士制度の発展にご尽力いただき、心よりお礼を申し上げます。

さて、私たちの最も重要な課題であります「非行政書士の排除」についてですが、このテーマのもと各関係機関に働きかけ、資格が無いのに申請や届出の書類作成を行う個人及び団体へは直接注意・警告を行ってまいりました。その結果、あからさまな非行政書士行為は減少してきたように思います。しかしながら、実態として非行政書士行為はまだまだ存在しております。そのため申請・届出書類を受付する窓口規制の適正化、窓口においての本人確認あるいは代理人の身分証明書の提示等を定めた要綱の制定を求める請願書を昨年十一月二十一日に奈良県議会に提出いたしました。

一方、この非行政書士排除の活動には私たち自身の業務姿勢が本当に大切です。昨年から会員の皆様にお願ひしておりますが、行政書士は作成した書類には記名押印することが義務付けられており、書類を提出するときには行政書士証票を提示し、委任状を添付するという基本的な行為を求められています。この行為を継続することにより窓口において非行政書士行為を容易に見分けることができます。

また、行政書士である皆様が隣接する士業から逆に非違行為だと注意を受けないようにコンプライアンス意識をもって業務にあたってくださいと思います。

会員の皆様におかれましては、この基本的な行為を日常的に励行されることをあらためてお願い申し上げます。

それでは、昨年の主な事業の活動状況と課題等について次のとおりご報告したいと思います。

①昨年十一月に橿原市と災害時における被災者支援協定を締結いたしました。本会ではこれで五件目となりますが、昨年四月の熊本地震における熊本会の支援活動は全国的に注目を集め、社会貢献の趣旨とともに行政書士制度の知名度アップにつながりました。奈良会におきましても実際に支援活動を行うため「大規模災害対策特別委員会（仮称）」を今期中に設置し、具体的な活動マニュアル作りと予算化を行い、イザというときに備えたいと考えております。

②行政書士ADRセンター奈良について、約十年に及ぶ準備期間のものと昨年四月に設立いたしました。なにごと認知度が低く、目に見えた成果はありません。将来のADR代理権獲得の布石として、じっくり構えて広報活動を行っていきたくと思っています。

③社会貢献活動のひとつでありますコスモス成年後見サポートセンター奈良県支部も設立して三年を経過し、会員十五名で活動しております。任意後見の実績はまだ少ないですが、本会としても他会（他支部）の情報を集め、広報活動を中心に支援したいと考えています。

④特定行政書士が昨年本会であらたに七名誕生し、一昨年とあわせて二十九名となりました。初年度と比べて受講者は大きく減少しましたが、お客様の「困った！」を最後まで支える特定行政書士のあらたな活躍の場について研究し、提供したいと思っていますので、今年もあらたに特定行政書士に挑戦される会員が増えることを願っています。

おります。

⑤ 広報関係については、広報誌「行政なら」の質の充実を図ってまいりましたが、より一層情報の質と量の充実を図ります。今年では会員の皆様に新鮮でよりの確かな情報をお届けできるよう努力する所存です。毎月の定期便につきましては紙媒体での送付を廃止し、メール送信による伝達を行いスピードアップと経費削減を図るべく計画いたします。

⑥ 空き家等対策など官民からの業務受託も前向きに取り組みたいと考えております。

最後になりますが、今後の検討事項として、二点あります。

一点目は会費の見直しです。現在、私たちはすべて同額の会費を納めていますが、納めるべき会員には、行政書士、行政書士法人、使用人行政書士、派遣行政書士、特定行政書士等があります。このすべての会員が同額でいいのか、検討すべき時期に来ているように思われます。

二点目は会長選挙制度の見直しです。本会の会長選挙に立候補するためには、同時に副会長を三名決め四名一組で立候補しなければなりません。なおかつ十五名の推薦人が必要です。このような仕組みは他会では全く見られない稀有な制度となっております。私自身はこの制度のもとで会長に選ばれましたが、実際に体験して改革すべきであると感じております。以上この二点は大変重要な事項ですので軽々に変更できませんが、じっくり検討すべきだと思います。

新しい年を迎え、県民の皆様の行政書士制度に対する期待に応え、会長として会員の先頭に立ち、なすべきことに道筋をつけることをお約束するとともに、本会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となることを祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。



平成二十九年 新年ごあいさつ

奈良県知事
荒井 正 吾



奈良県行政書士会の皆様、明けましておめでとうございます。

平成二十九年の年頭にあたり、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年は米大統領選を始めとして、世界の政治経済の動きが予想を超えて激しくなってきた感じがいたしました。わが国の政治経済も変動が続いていますが、より安定した、より発展的な方向へ向かうよう祈るばかりです。わが奈良県では、不安定な世界の動きにかかわらず、しっかりとした歩みで豊かで住みよい奈良が実現できるよう、精一杯まじめにこつこつと頑張らせていただきます。

まず、オリンピックに向けた観光地奈良の整備に取り組みます。

奈良市内の県営プール跡地周辺では、世界最高級ホテルのJWマリオットの進出が決まり、天平風の屋外多目的広場や大会議室等の建設が始まります。奈良公園内の吉城園周辺等について、従来の風情を堅持したまま高級感のある低層ホテルを整備する活動を開始いたしました。奈良公園の玄関口や平城宮跡朱雀門前西でも観光交流拠点の建設がそれぞれ始まっています。

第二に、文化で賑わう奈良づくりに取り組みます。

本年は奈良県で初めて国民文化祭を実施いたします。障害者芸術・文化祭と全国で初めて一体開催し、これまでの奈良県大芸術祭と合わせてユニークな文化事業に取り組みます。天理市に開設予定の（仮称）奈良県国際芸術村を子どもたちの芸術活動、文化財の修復等の拠点とします。

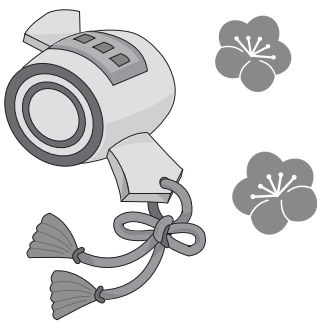
また、平城宮跡の冬のイベント「奈良大立山まつり」や、「ムジークフェストなら」など、奈良らしい文化の催しで多くの観光客をおもてなしいたします。

第三に、奈良モデルで奈良の更なる発展を目指します。

県と市町村が対等の立場で協働のプロジェクトを進める奈良モデルの成果が見えてきています。南和十二市町村と県の協働の病院「南奈良総合医療センター」が好調な滑り出しを見せました。県営水道と市町村水道を連結させ新たな投資の抑制と運営経費の節約が計られてきています。県と市町村が連携・協働してまちづくりを行う取り決めも十六市町村と締結され、様々な具体的プロジェクトが見えてきました。

今年も皆様とともに、奈良の発展に力を尽くしたいと思います。

皆様におかれましても、県民と行政の架け橋として、今後益々活躍いただきますことをご期待申し上げますとともに、一層のお力添えをくださいますようお願い申し上げます、新年の挨拶といたします。



平成二十九年年頭所感

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫



平成二十九年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

日頃から、全国の行政書士会及び会員の皆様には、日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜ることも、行政書士制度の発展に御尽力をいただき、心から御礼を申し上げます。

日行連会長に就任してから一年半が経過しました。四六〇〇〇名以上の行政書士会員の皆様を取り巻く環境は十人十色であり、また皆様それぞれに日々の業務への様々な取組や想いがあります。その全てを背負っているという認識のもと、私は就任当初から現在まで、行政書士制度をより充実・発展させ、確固たるものにしたという想いを常に抱いて会務に取り組んでいます。国民の皆様には「身近で頼れる街の法律家」として認識し、相談相手として選んでいただける行政書士像とはどのようなものなのか、自問自答しながらも、最善として選んだ道を邁進しています。

昭和二十六年の行政書士法成立から六十五年余りが過ぎました。当時と現在では、社会通念、経済情勢、価値観、生活環境など、国民の皆様を取り巻く環境は大きく変化し、私たち行政書士の業務環境もまた変わりました。選択肢や情報が溢れ、それに伴い物事を選択する際の判断基準や指標も多岐にわたります。そして今ある環境や状況も不変ではなく、常に変化を続けるものであると考えます。

行政書士の業務範囲は幅広く、ゆえにその特徴や専門性の訴求力が十分にあるとは言い難いことが弱点であると思われる方もいるかもしれ

れません。しかし逆に見れば、社会の流れにより変わる国や自治体の施策、それによる広範囲にわたる関係法令の改正、さらには国民の皆様のも様で幅広い要請に応え、進化し続けることができるのが行政書士であり、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という行政書士法に規定される目的にも沿った強みであると考えます。私たち行政書士は、人が生まれてから亡くなるまでの数十年間の様々なライフステージにおいて、国民の皆様の生活に携わっていくことができる資格者です。「書類の作成を代理すること」といった従来からの業務を礎に、ビジネスの誕生から成長過程において「相談を受け、強みを整理し、コンサルティングしていく」という分野でも活躍し、その役割も確立しつつあることは、諸先輩方が時代が求めるニーズや役割を察知し、真摯に向き合い、取り組んでこられた結果に他なりません。

「超高齢社会」への対応、「所有者不明土地」や「空き家」といった社会問題の解決、予防法務への取組など、一つずつ実績を積み重ね、磨き上げていくことにより、後進の未来が明るいものとなるようにしなければなりません。

行政書士制度に対する期待に応え、可能性を更に広げていくには、会員の皆様のお力添えが不可欠です。一丸となって、着実に歩みを進めてまいりたいと思います。最後になりましたが、この新しい年が奈良県行政書士会及び会員の皆様にとって大きな発展の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

《奈良会のとりくみ1》

橿原市との災害（被災者支援）協定締結について

於 かしはら安心パーク

平成28年11月9日（水）、本会は橿原市との間で「災害時における被災者支援のための行政書士業務についての協定」を締結致しました。



本協定は奈良県、桜井市、上牧町、生駒市に続き5か所目であり、協定の主な支援業務として考えられるものは、災害時に被災者の方が様々な公的支援を受ける為に必要な「り災証明書」の発行に関する手続支援業務であります。

ただ、協定の詳細については、これから詰めていかなければならない部分が多く、その部分を具体的にしていくことや、協定締結だけで終わることなく、万一の災害発生の際には速やかに被災者支援が実行できるようにマニュアル等を作成していくことが今後の課題であります。

その為、本会では9月に熊本県行政書士会及び益城町役場等に担当者2名を派遣し、熊本会及び自治体関係者と意見交換をしてまいりました。その成果をもとに現在、マニュアル等の作成を進めていく計画をしております。

今年4月の熊本での地震の被害、また最近では11月に発生した東日本大震災を思い起させる福島県沖での地震など災害のニュースを見るにつけ、奈良県も例外ではなく、いつこのような大規模災害に見舞われてもおかしくないと日々考えさせられます。

起こらないに越したことはありませんが、万一、大規模災害が発生した際には、作成したマニュアル通りに速やかに行動し、少しでも被災に遭われた方々のお役に立てるように、また、地域の一日も早い復興に少しでも役立てるように、しっかりと準備を整えておかねばならないと考えています。



森下橿原市長と意見交換

《奈良会のとりのくみ2》

災害協定に基づく行動マニュアル作成に向けて ～今なお地震の爪痕残る熊本を訪問～

第2業務部 担当副会長 連 紗智

1 熊本会訪問の目的

昨年9月28日から29日まで、第2業務部副部長の遠山理事と熊本会を訪問しました。ご存知のとおり、昨年4月の熊本地震で熊本は大きな被害を受けました。そんな中、熊本会は地震発生後いち早く自治体や住民の方々に対する支援活動に取り組まれ、この活動はNHKをはじめとするテレビや新聞でも大きく報道されました。



熊本行政書士会館
会員数は約600名

本会は、奈良県・桜井市・上牧町・生駒市・橿原市とすでに災害協定を締結しています。しかし、いずれの協定も大規模災害の際には自治体の要請に基づいて本会が協力することを約束した内容にとどまっており、実際に災害が起きた際、具体的に支援を行っていく場合の指針としては弱い部分があります。そこで、本会では具体的な行動指針としてのマニュアルを今後作成していく計画をしています。

今回の熊本訪問の目的は、熊本地震の際の熊本会の取組みを直接ヒアリングし、今後の行動マニュアル策定に活かしていくことです。なお、今回の訪問は本会単独ではなく静岡会と共同で行いました。

2 訪問1日目

訪問1日目は、熊本・静岡・奈良の3単位会で災害対策協議会が開催され、熊本会からは、熊本地震の際の熊本会の支援活動及び自治体との連携の仕方などの報告が、静岡会からは、会員の安否確認方法及びすでに確立している大規模災害対策本部設置運営マニュアルの紹介がありました。

2つの単位会の報告から、本会として至急検討が必要だと感じた点は大きく次の2点です。第一に、大規模災害が発生した際、自治体への協力以前の問題として、会員の安否確認をまずもってできる仕組みと体制を整えておかなければならないということです。会員の被災状況を迅速に把握することは単位会としては絶対に必要なことです。また、自治体への災害協力には会員の皆様の協力が欠かせないため、支援人員を確保するという意味でも必要になります。

第二に、災害協力の在り方としては①自治体に対する支援活動と②住民に対する支援活動の2種類があり、これらは分けて考えていかなければならないということです。熊本会の活動では、り災

証明書の申請受付を会員が窓口側に立って担当したことは①に、熊本会が無料で被災住民の相談に乗ったり、ご自宅に伺って申請手を代行したことは②に当たります。現在すでに締結済みの災害協定では、支援内容について特に限定がなく、支援にかかる経費等については行政側・住民側はすべて無料、本会側が負担することとされています。支援に当たった会員の日当支払いの観点からも、どこまで本会として支援を行っていくのが適切なのか、本会内部でも対自治体との間でも事前に協議しておく必要があるように感じています。

3 訪問2日目

訪問2日目は、被害の大きかった益城町仮役場を訪問し、担当課長の当時のお話を聞きました。

非常に印象的だったのは、熊本会には本当にお世話になった、熊本会の協力がなければ当時を切り抜けることはできなかったと涙ながらに課長がお話しになっていたことです。

熊本会と行政側との間には、確固たる信頼関係が存在していることがよく伝わってきました。また、お話しいただいた課長自身も被災され相当なご苦労があったにもかかわらず、住民のために車に寝泊まりしながら尽力されていたとのことで、本当に頭が下がる思いでいっぱいになりました。益城町仮役場の後は、傾いた家々がいまだ残る道を車で走り、町内最大の避難所になっているグランメッセを訪問しました。



益城町近くの公民館。役場が全壊したため仮役場として現在も使用。段ボールとカーテンでプライバシーに配慮した相談窓口が作られている。



グランメッセ 益城町で一番大きな避難所。
り災証明の出張窓口を熊本会が担当



グランメッセ前の広場。
地震で液状化現象が起きている。

他にもお伝えしたいことはたくさんありますが、残念ながら紙面の関係ですべてをお伝えすることはできません。本会の今後の予定ですが、まずは先に述べた「会員の安否確認の仕組みづくり」を今期中にできるだけ確立し、その後行動マニュアル作成に着手していきたいと考えています。どうか今後とも会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

平成28年度行政書士試験を実施しました

◆日時：11月13日（日）13時～16時

◆場所：奈良大学

奈良県：受験申込者数	447名	当日受験者数	366名
（全国計：受験申込者数	53,456名	当日受験者数	41,053名）

当日は天候にも恵まれ、受験者にとって最適な環境で実施することができました。

また、試験監督員や試験本部員として本会会員52名に試験実施事務のご協力をいただきました。

なお、合格発表は平成29年1月31日（火）です。



第2回特定行政書士法定研修考査を実施しました

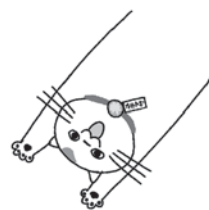
◆日時：10月23日（日）13時～15時

◆場所：やまと会議室

第2回目の特定行政書士法定研修考査が行われました。7月から実施しました7名の法定研修受講者に加え、昨年度に研修修了された会員も含め、計8名が受験されました。

今年度は新たに7名の合格者が誕生し、本会における特定行政書士の修了者は合計29名となりました。

これからますます特定行政書士の資格を持つ会員は増加します。市民の皆さまの信頼に応えることができるよう努めていければと考えております。



平成28年度奈良県専門士業連絡協議会のご報告

◆日 時：11月21日（月） 15時～17時10分

◆場 所：奈良ロイヤルホテル「鳳凰の間」

◆講演会：第1部「特殊詐欺の現状について」

講師：奈良県警察本部 生活安全企画課 防犯抑止対策室長兼
文化財保安官 警視 猪原正義 様

第2部「インターネットトラブルとマイナンバー」

講師：奈良市役所 観光経済部 商工労政課 消費者センター
消費生活相談員 山口知香 様



奈良県内の専門士業10団体が一堂に集まり、親睦や交流を深める事を目的に行われました。今年度は本会が幹事会であり、講演会のテーマについても実務にも関連があるような身近な題材についてとりあげていただき、有意義な講演会となりました。

また、講演会終了後には懇親会が行われ、各団体が相互に交流を深める事ができました。



特集

第1 業務部インタビュー



今日は第1 業務部木田部長に
お話を聞きますニャ。
行政書士の業務などについて
たくさん知りたいニャ。
いろんなことが聞けるといい
な～♪



第1 業務部 木田部長

ユキマサ：今日はよろしくお願いしますニャン。それじゃあ最初に第1 業務部を改めてご紹介して
いただいて良いですかニャ？

木田：主に第1 業務部で取り扱っているのは、建設・産廃・土地開発・農林及び自動車登録や運輸
業など交通運輸に関する分野で、僕たちはその業務研修を行っているんだよ。また、第1 業務
部が所管する分野の近畿地方協議会いわゆる担当者会議などが定期的に行われるので参加して
いるよ。更には、外部機関から業務委託として受託している業務（自動車登録相談員派遣）を
担当しているよ。

ユキマサ：そうなんだ、専門的なお仕事って感じがするね～。研修を行っているということだけ
ど、今年はどのくらい行う予定なの？

木田：年度の初めに部内で会議をするんだけど、その時に年間10回を目途に担当の分野をある程度
網羅できるように計画を立てているよ。

ユキマサ：たくさんの分野があるけど特に力を入れている分野はあるのかニャ？

木田：僕は今年部長として2年目になるので、昨年の反省を踏まえてお話すると、さっきも言った
業務委託の分野（自動車登録）、これは行政書士の業務の中でも主要な業務なんだけど、窓口
で直接市民の方と接する業務なので我々行政書士の信頼を損なわないようにスキルアップを図
る必要があるんだ。そのための研修は特に力を入れて行っているよ。
また、その他の分野も会員からの要望があれば出来るだけ取り入れて、全体のレベルアップに
努めているところかな。昨年は少しくまういかなかった部分の反省点は今年でカバーできるよ
うに考えているよ。

ユキマサ：奈良会も新しい会員が増えてきてるって聞いたけど、いろんな要望が出てきているのか
ニャ？

木田：そうだね、基礎的な事をまずは聞きたいと研修に参加される会員も多いね。但し、基礎研修は研修指導部での研修等が別にあるので、僕たちは少し踏み込んだ内容の研修を扱うことが多いんだ。

ユキマサ：行政書士の主要業務を所管する第1業務部部長として、これまでに大変だったことや苦労したことなどはありますかニャ？

木田：様々な研修をするにも、引き受けていただく講師のみなさんがまだまだ不足しているところかな。多忙でスケジュールが調整できなかったり、またさっきも言ったように踏み込んだ内容やイレギュラーな許認可申請などは経験されている会員が少ないこともあって大変な時があるね。幸いにも、これまでの研修はみなさん快く引き受けていただいているので、この場を借りて改めてお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

ユキマサ：部長の任期も残り少なくなってきたけど、今後の展望などは何かお考えですかニャ？

木田：第1業務部という枠組みを少しはみ出してしまうかも知れないけど、こちら側から一方的に研修を開いてという活動だけではなく、奈良会会員が相互に意見を出し合い、交流や親睦をはかれるようにしていきたいなと考えているんだ。昨年も第1・2業務部合同の研修や、意見交換会・懇親会を開催したんだけど、今後もより多くの会員が参加できるような場を作っていきたいと思っているよ。

ユキマサ：今日はどうもありがとうございますニャン。最後に会員の皆さんと市民の皆さまにメッセージをお願いしますニャ。

木田：はい。繰り返しになりますが、会員の皆さんにはより良い情報をお伝えすべく第1業務部として全力を尽くしますので、要望等はいつでもお申し付け下さい。また、市民の皆さまへは、行政書士って何をしているのか分かりにくいとよく耳にします。少しでもイメージが伝われば幸いです、お困り事があれば何でも相談いただける敷居の低い存在でいられたらと思っていますので、地域の奈良会会員を頼っていただければと思います。

◆自動車登録は行政書士の主要業務の一つです。

インタビューでもあったとおり、毎年度末（3月）は、
自動車登録相談員として奈良会会員が活躍中

- ・ 移転登録（名義変更）
- ・ 変更登録（住所変更等）
- ・ 抹消登録（廃車）

など、なんでもお聞き下さい。

～ご相談は地域の奈良県行政書士会会員へ～



特集

第2業務部インタビュー



今日は第2業務部の藏之上部長にお話をお聞きすることができたニャ。
なんだか難しそうな気がするけど頑張ってインタビューするニャ♪



第2業務部 藏之上部長

ユキマサ：本日はよろしくお願いしますニャン。まず第2業務部ってどのような活動をしているのかニャ？

藏之上：ひと言で言うと、業務研修の企画運営や自治体や業界団体への対外的な活動を行っているよ。

ユキマサ：ふーん、することがいっぱいあるんだね。研修というのは内容や回数とかは予め決まっているの？

藏之上：そうだね。年間の活動予定は予め決めていて、研修の回数も決めているよ。第2業務部の業務は民事・国際グループと商工・経営支援・知的財産権グループというふうに分かれているんだけど、今年度は民事6回、経営支援4回、商工・知的財産権各1回の計12回の研修が計画されているんだ。年間12回の研修ってかなりの数を行っているでしょ（`・∀・´）エッヘン!!（笑）。

ユキマサ：聞いているだけで頭がいっぱいになってきたよ。更に対外的な活動をしているというのは？

藏之上：本会ではこれまでに4件の災害時被災者支援協定を締結し、11月にも新たに橿原市と同協定を締結したんだけど、こういった公益的な協定を結ぶ際の自治体との調整業務や、各種業界団体との講師の相互派遣や研修会を企画するためなどの協定の締結の調整業務もやっているよ。こういった活動は官民からの業務受託や新たな業務の開拓のきっかけになるからとても大事な活動なんだよ。
いわば会員に対しての活動と官民他団体に対しての窓口的な活動の2本柱になっているんだよ。

ユキマサ：すごいニャ！！僕にはとてもできそうにないニャ。

ところでさっきの研修のお話だけど、とりわけ力を入れている分野というのはあるのかニャ？

藏之上：うーん、もちろんすべての分野の業務に力を入れているんだけど、敢えて言うなら「権利義務（相続・遺言）」関係かな。「権利義務（相続・遺言）」関係はさっきの民事業務の分野になるんだけど、中嶋会長が選挙公約として「権利義務関係に精通した行政書士がまだまだ少ない。この分野を伸ばしていく事が行政書士の仕事を増やし、認知向上にもつながる。」と訴えておられたこともあり、特にその分野の研修には力を入れているところになるかな。

ユキマサ：市民の皆さまにもイメージしやすい分野でもあるのかも知れないね～。藏之上部長はそれだけたくさんの仕事があったらしんどくないかニャ？大変だったこととかありましたかニャ？

藏之上：少し余談になるかもしれないけど、これまで行政書士会の会務をしたことがほとんどなくて、今回、初めて理事として、会務に携わることになったんだ。最初のうちは、会務の進め方や手法が分からなくて苦労したかな。でも、担当副会長（連紗智副会長）や両副部長（平櫛恵美子理事・遠山健太郎理事）そして部員のみんなの協力のおかげで今日まで務めてこられたと本当に感謝しているよ。この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

ユキマサ：すごい！チームワークの賜物ニャ。今日はどうもありがとうございましたニャン。最後に市民の皆さまへメッセージをいただいても良いかニャ？

藏之上：行政書士の業務がなかなかイメージしにくい現状がまだまだあると思います。各会員が業務の知識の向上に一生懸命努めております。そして各会員に対して、その一助となるような研修を企画することができるようこれからも務めて参ります。何かお困り事があれば、地域の行政書士の事務所をまずお尋ねいただければと思います。

◆権利義務関係の業務豆知識 ～遺言・相続～

行政書士ができること

- ・相続人の確定に関する業務
- ・相続財産の調査・確定に関する業務
- ・遺言に関する業務
- ・遺産分割協議書作成業務
- ・相続財産名義変更支援業務
- ・相続税申告支援業務

～ご相談は地域の奈良県行政書士会会員へ～



《奈良会のとりくみ3》

研修指導部より

第2回新規登録会員研修及び補助者

登録研修を実施しました

日 時：平成28年10月18日（火）

場 所：奈良県行政書士会会議室

講 師：二宮聰介会員……本会の組織と事業紹介

本会の事業への参加と施設の利用案内について

谷澤祐樹会員……コスモス成年後見サポートセンターの案内

コンプライアンス遵守

松本和也会員……行政書士法と行政書士業務の概要

職務上請求書の取り扱いについて

長森和奈会員……マナー研修

木田和宏会員・小木曾文絵会員……先輩行政書士から体験談、意見交換、質疑応答

受講者数：行政書士 14名 補助者 5名



新規登録会員と研修講師との集合写真



第1回新規登録会員研修及び補助者登録研修の集合写真（平成28年6月14日）

概 要

この研修は、本会に入会された方に初めて受けていただく研修です。

また、本会会員の補助者も本研修を受けていただかないと、本会で実施する業務研修等を受けていただくことが出来ませんので同日に併せて受講いただきました。

本年度は年3回実施致します。今回は2回目です。

14名の新入会員と5名の補助者の方に受講いただき、会議室は超満員でした。

中嶋会長の挨拶と参加者の自己紹介の後、中嶋会長と各受講者で名刺交換をしました。



研修のようす

新規登録会員研修と一緒に受けたメンバーは、企業でいう同期入社のようなものです。今後お互いをサポートしあえるような関係になればいいと思います。

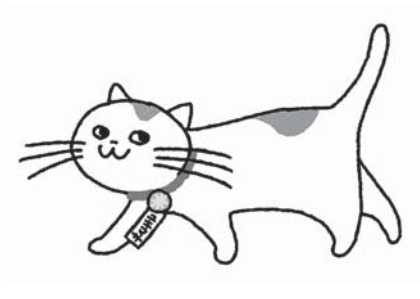
午前中は、総務部長である二宮会員から例規集を用いて、本会の組織、各事業部の活動内容について説明がありました。本会の基本的な仕組みと活動についての説明を受け、本会の一員となる実感がわいてきたのではないのでしょうか。

午後からは、コスモス成年後見サポートセンターの案内と行政書士コンプライアンスの説明が、コスモス奈良の谷澤支部長からあり、続いて松本会員より行政書士法に規定される行政書士の責務、職務上請求書の取り扱いと管理について説明がありました。

「行政書士は誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない」と行政書士法に規定されているように、法律に基づいて業務を行うものとして、ふさわしい人格と識見をもって、国民から信頼されることが要求されているのだと自覚する機会になりました。

マナー研修では、長森会員に行政書士業務を行う上での基本的なマナー及び具体的なコンプライアンスを含めた業務を行う上でのアドバイスがありました。実際の業務を行う上での参考になったと思います。

先輩行政書士とのシンポジウムでは、男女各々の会員を代表して木田会員と小木曾会員にお話をいただきました。実際に業務を始めるときにどのような準備をされたのか、どのように業務を行ってきたのかなどを聞いて、行政書士として頑張っていこうという気持ちになったのではないのでしょうか。



《奈良会のとりくみ4》

行政書士広報月間の活動報告

毎年10月は、行政書士広報月間としまして、行政書士制度の普及浸透を目的とした広報活動を全国的に行っております。

例年、無料相談会を県内各地の商業施設において行ってまいりましたが、今年はより分かりやすく、「行政書士ってどんな人?」「行政書士は何ができるの?」という疑問にお応えすべく、身近に起こり得る「相続・遺言」について、落語を通じて直接学んでいただけるご参加型の広報活動を企画しました。

また、従来どおりの無料相談会も「女性の為の女性行政書士による無料相談会」として併せて実施しました。

女性行政書士による女性のための 無料相談会

10/13
(木)

本会では、毎月第2木曜日に無料相談会を開催しております。

10月の広報月間期間の無料相談会では
「女性行政書士による女性のための無料相談会」を開催しました。

当日は3件のご相談があり、相談内容は、相続、遺言、契約書作成など幅広い分野にわたりました。

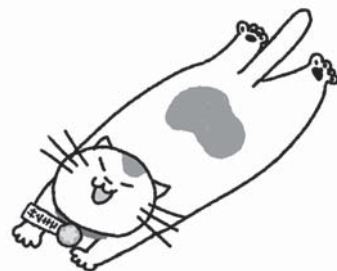
広報誌「行政なら」や本会ホームページをご覧ください、相談会の存在を知っていただく事も増えてきたように思います。

これからも継続的に開催する事が非常に重要だと強く感じています。

本会では、このような女性を対象にした相談会を実施することにより
『女性同士だからこそ話せるお悩み・お困りごと』と一緒に解決できる専門家として、
一般の方々にお役に立てればと考えております。

9月～10月

関係機関訪問
ポスター掲示依頼



「落語で楽しく学ぶ相続・遺言」

10/23
(日)

行政書士の業務分野の一つである「相続・遺言」をテーマに、落語を通じて全国で講演活動をなさっておられる、天神亭きよ美（行政書士「生島清身」・社会人落語家）さんにおいでいただき、「天国からの手紙」という演目で、相続・遺言を身近なストーリーに仕立て上げ、分かりやすく演じていただきました。

落語終了後、今度は行政書士生島清身先生として、知識セミナーをしていただきました。



本格的な落語高座をセッティング



本会副会長あいさつ



熱演中の天神亭きよ美さん

具体的な制度の説明など少し踏み込んだ内容をご講演いただき、ご参加いただいた皆さまにも大変ご好評でした。

そして、落語・セミナー終了後には相談会の時間を設け、具体的なお相談をお聞きしました。

ご相談内容はやはり相続・遺言に関するものが多かったですが、行政書士はどんなことができる？他の士業の違いは？など、さまざまなお話をお聞きする事が出来ました。

来場者数 合計55人

相談会 6組（事前申込8組）

相談内容 遺言書作成3組 相続2組 その他1組

イベント開催記事掲載 毎日新聞社

イベント取材申込 奈良日日新聞社

初めてのご参加型イベントとして企画しましたので、至らぬ点は多々ありましたが、広報月間という期間において、「行政書士の認知向上に寄与する」という趣旨に添えた企画だったと思います。

今後も多種多様な広報活動を行ってまいりますので、お近くで見かけられた際は、お声がけいただければと思います。

また当日は、鳥取会の役員で広報部部長をされている宮下清晴先生も視察に来場されました。

お忙しい中ご来場いただきありがとうございました。

平成28年度近畿女性行政書士交流会のご報告

奈良県行政書士会理事 松塚 百合恵

日 時：平成28年10月16日（日）

場 所：びわ湖ホール、なぎさのテラス コロニー（滋賀県大津市打出浜）



参加者全員で集合写真

今年の近畿女性行政書士交流会は、滋賀会での開催で近畿地方協議会各都道府県より43名の女性行政書士が参加しました。本会からは、黒田敬子会員と松塚が参加いたしました。

琵琶湖湖畔の景色の良い会場で、弁護士の南和行先生を講師にお迎えし、「LGBTのことそして人権」を題した講演をいただきました。先生の生い立ち、パートナーとの出会いなどから、「LGBT」は特別な人ではなく、割り当てられた性と自分の性が違っただけなのに、社会的な差別やヘイトにあっている現状をお聞きし、胸が詰まる思いがしました。また、日本においては、ジェンダーによる生活レベルのアンバランスが生じていること、相続や遺言などの法律手続きにおいての問題が多いこと、社会の様々なシーンでの課題が多いことなどをお話しくださり、様々な取り組みが必要だと感じました。

研修会のあとは、会場をなぎさのテラスに移して、懇親会が開催されました。



（左から）南先生、遠田日行連会長、松塚、黒田会員、盛武滋賀会会長



講演のようす

年1回の女性行政書士の交流会ですが、女性ならではの苦労や問題解決のアドバイスなどを他府県のベテラン先生、新人の先生とお話できる機会はなかなか無く、とても有意義な時間を過ごすことができるので、より多くの女性行政書士が参加されたら良いと思いました。



懇親会にて 遠田日行連会長の挨拶

奈良側から歩いてみると、志賀直哉旧居や新薬師寺から東へ進み、住宅街を抜けて林の中に入っていきます。道の脇には能登川の上流にあたる細い小川が流れ、江戸時代に敷かれたという石畳の道が上り下りしながら続きます。雨などで水量が増すと小川の水が道にあふれ出ることから、「滝坂の道」と呼ばれていました。この周辺には奈良時代から鎌倉時代までの磨崖仏や石仏が残されており、かつては南都の僧侶の修行場とされていたといえます。

剣豪荒木又右衛門が試し切りをしたという伝説の残る首切り地藏や、峠の茶屋がある石切峠を越えて進むと円成寺に至ります。さらに大柳生や阪原の集落の田園風景の中を歩き、杉木立の中で阪原峠を越え、柳生陣屋跡や柳生家菩提寺の芳徳寺、旧家老屋敷など、かつての柳生一万石の中心地域へと至ります。

小川のせせらぎを聴きながら静かに歩くもよし、石仏めぐりをするのもよし、柳生藩や剣豪の歴史をたどるのもよし、ただ少し歩いてみるだけでも何か得るものを見つけられる道ではないかと思えます。

ユキマサなら散歩 続き



(写真…広報部 谷澤祐樹・文…広報部 佐藤貴玲)

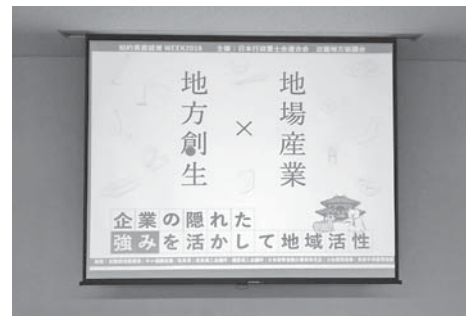
知的資産経営 WEEK2016のご報告

第2業務部部长 藏之上 邦男

平成28年12月3日（土）、奈良県文化会館にて日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催の知的資産経営 WEEK2016 セミナーが開催されました。

本イベントは近畿地方協議会主催と致しましては今年で3回目となり、今回もまた会社経営者様をはじめ他事業様、行政書士の方々等に多数ご来場いただきました。

今回は「地場産業×地方創生 企業の隠れた強みを活かして地域活性」をテーマに、第1部では、奈良県のご出身で龍谷大学政策学部教授の中森孝文先生をお迎えしご講演いただきました。第2部では、パネリストに本会理事であり知的資産経営支援を実践している松塚百合恵会員と、松塚会員が支援されている有限会社異繊維工業所の代表取締役の巽亮滋氏、後継者の巽美奈子氏を迎え、中森先生が進行役となり、パネルディスカッションを行いました。



セミナーのようす

第1部では、行政書士にとってあまりなじみの無い「知的資産経営支援」という分野について、実例を交えてとても分かりやすくお話しがあり、また第2部では異繊維工業所様と松塚会員の間の具体的な知的資産経営支援の内容や異繊維工業所様の「見えない強み」を探求されている姿勢に感銘を受けました。

今後、行政書士が許認可・会社設立手続等での開業支援・経営支援だけではなく、継続してクライアントをサポートし、また信頼していただくことを目標としていくならばとても良い「ツール」と思われますので、会員の方々もご興味を持たれましたら、一度、関係図書を手にとって見ていただければと思います。



参加者の皆さんと共に

ADRセンター奈良開設のご報告

昨年4月に法務省から認証を受け、行政書士 ADR センター奈良を開設いたしました。
該当するトラブルでお困りの方は、解決のお手伝い出来るかもしれません。
お気軽にご相談ください。

ADR（裁判外紛争解決手続）とは

「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」（「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第1条）とされており、仲裁手続、調停手続その他の手続がこれにあたります。

行政書士会が開設するADRセンターでは、 2つの専門分野を定めています。

外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者に関する学校クレーム
- * 職場・学校における外国人に対する宗教、慣習その他文化的価値の違いに起因する紛争

自転車事故に関する紛争

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- * 自転車以外の車両との衝突事故は除きます。



調停手続の実施

行政書士会が開設するADRセンターにおいては、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第5条の規定に基づき、法務大臣の認証を取得して民間紛争解決手続を行います。この場合の民間紛争解決手続は、調停手続となります。

調停手続とは、中立で公正な調停人が当事者の間に入り、双方の言い分を十分に聴いた上で、お互いに納得できる解決策を一緒に考え、問題の解決に必要な合意を形成する手続といえます。

ここでは、裁判のように法律を適用し紛争を解決することよりも、当事者の対話を促進し、実情に応じた解決を図るということに力点が置かれることになります。

調停手続の手法

- ①対話の促進
- ②問題点の抽出
- ③意見又は要求の明確化
- ④真意に基づく利害の調整

紛争解決にふさわしい調停人を、申込み案件ごとに選任

専門的な経験と所定の研修・トレーニング実績のある調停人を、申込み案件ごとに選任します。

費用

ADRセンターに対する申込手数料（4,000円）や期日における期日手数料（4,000円）がかかります。

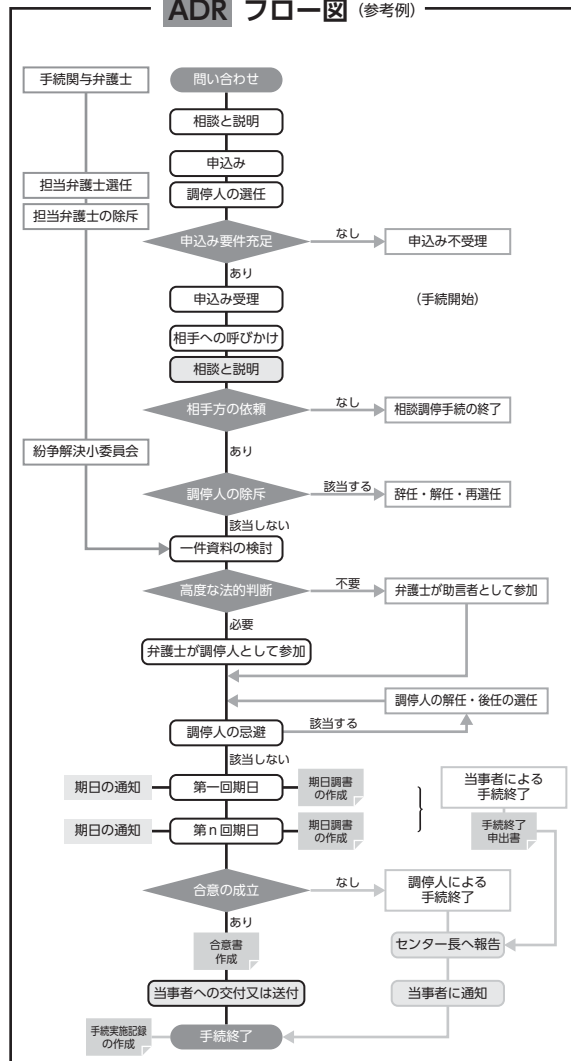
申込手数料は、ADRセンターへ申し込んだ方が、期日手数料は、申込人もしくは相手方が負担する費用になります。

弁護士の助言体制が確保されています

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」第6条第5号の認証基準である弁護士の助言体制の確保については、日本行政書士会連合会と日本弁護士連合会との平成20年3月26日付基本合意書に添った形で各地の弁護士会と協定書を締結して行っています。

上記協定によれば、事案の性質に即して、弁護士が助言者として、あるいは調停人として調停手続に参加します。

ADR フロー図（参考例）



行政書士ADRセンター奈良の紹介

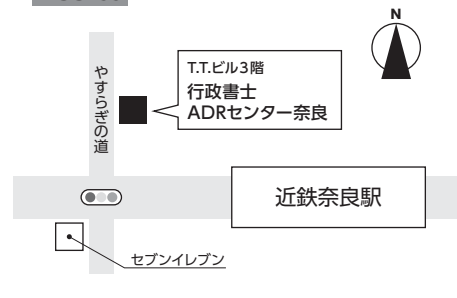
- 運営主体：奈良県行政書士会（所管）：
行政書士ADRセンター奈良
- 実施主体：行政書士ADRセンター奈良の
センター長が選任した調停人
- 実施場所：奈良県奈良市高天町10-1
T.T.ビル3階
- 実施日：毎週火曜日、木曜日
午前10時から午後4時まで
（祝日・休日・年末・年始・8/10～8/15は休み）
- 実施方法：手続の進行については、上記フロー図を
ごらんください。

奈良県行政書士会

〒630-8241
奈良県奈良市高天町10-1 T.T.ビル3階
TEL: 0742-95-5400 FAX: 0742-26-6400



ACCESS



行政書士業務に関わる法改正・手続変更の情報

幅広い業務範囲のある行政書士業務の中で、気を付けて確認しておきたいのが、法改正に関する情報。

数ある改正の中でも、私達の業務に関わるものを少しご紹介します。

★成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (法務省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成28年10月13日

●改正の概要

- ①成年後見人が家庭裁判所の審判を得て成年被後見人宛郵便物の転送を受けることができるようになったこと（郵便転送。民法第860条の2、第860条の3）
- ②成年後見人が成年被後見人の死亡後にも行うことができる事務（死後事務）の内容及びその手続が明確化されたこと（民法第873条の2）

★特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

(内閣府HPより抜粋)

●改正法施行日：平成29年4月1日

※ただし、一部は、公布の日から、もしくは公布の日から起算して二年六か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

●改正の概要

- ①認証申請の添付書類の縦覧期間の短縮等
認証申請の添付書類の縦覧期間を現行の2月から1月に短縮するとともに、現行の公告に加えてインターネットによる公表を可能とすること。
- ②貸借対照表の公告及びその方法
 - ・貸借対照表の公告
NPO法人は、貸借対照表を公告しなければならないものとする
※なお、上記と併せて、NPO法人の登記事項から「資産の総額」を削るため、組合等登記令を改正する
 - ・公告の方法
NPO法人は、公告の方法として、次の①～④の方法のいずれかを定めることができるものとする
 - 1) 官報に掲載する方法
 - 2) 日刊新聞紙に掲載する方法
 - 3) 電子公告（内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む。）
 - 4) 公衆の見やすい場所に掲示する方法

★農地法

(農林水産省HPより抜粋)

●改正法施行日：平成28年4月1日

●改正の概要

6次産業化等を通じた経営発展を促進するため、農地を所有できる法人の要件（議決権要件、役員の農作業従事要件）が見直されました。

- ・ 役員の農作業従事要件について、「農業に常時従事する役員の過半が農作業に従事」から「農業に常時従事する役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事」に緩和
- ・ 議決権要件について、農業者以外の者の議決権を「総議決権の4分の1以下」から「総議決権の2分の1未満」に緩和
- ・ 農地を所有できる法人の呼称について、「農業生産法人」から「農地所有適格法人」に変更

★建設業法施行規則

(国土交通省「建設業許可等に係る改正事項について」より抜粋)

●改正法施行日：平成28年4月1日

●改正の概要

建設業許可申請書、変更届出書、経営事項審査申請書に法人番号（※）記載欄が追加されます。

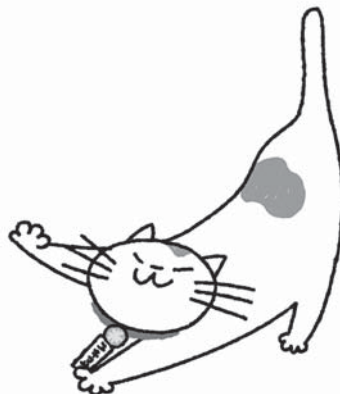
※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）同法第39条第1項又は第2項に基づき、平成28年1月1日より国税庁長官から指定・通知される番号をいいます。

法人番号は、国税庁HPにおいて検索することができます。

「法人番号公表サイト」（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）

都道府県によっては、申請・届出書類に記入された法人番号に誤りがないか確認するため当該法人番号が記載されている、以下のいずれかの書類の持参を求められることがありますのでご注意ください。

- ・ 国税庁より送付された、法人番号指定通知書の写し
- ・ 上記「法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの



行政書士業務として中小企業向けの補助金申請業務などが話題になっています。企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。また、他士業との連携や許認可業務を行う上でも、行政書士業務に直接関わらない法改正や手続きの変更にもアンテナをはりましょう。



四コマ漫画by行政書士坪田尚子

関連情報

1、「株主リスト」が登記の添付書面になりました。

平成28年10月1日以降の株式会社・投資法人・特定目的会社の登記の申請に当たっては、添付書面として、「株主リスト」が必要となる場合があります（商業登記規則61条2項・3項、投資法人登記規則3条、特定目的会社登記規則3条）。

詳細は、法務省のHPをご覧ください。

2、平成18年の会社法の施行により、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く非公開会社（全ての株式に譲渡制限のある会社）では、取締役及び監査役の任期を最長10年まで延長することができるようになりました。施行より10年が経過し、役員変更登記が必要な会社が出てくるでしょう。

3、平成28年度第2次補正予算「小規模事業者販路開拓支援事業（小規模事業者持続化補助金）」の公募

締切が迫っています！

対象者：全国の小規模事業者

補助率：補助対象経費の3分の2以内

補助上限：50万円

100万円（賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策）

500万円（複数の事業者が連携した共同事業）

公募期間：平成28年11月4日（金）～平成29年1月27日（金）

今後の法改正・手続き変更の動向

★家族法の改正

★法務省が、遺産相続の手続きを簡素化するため、相続人全員の氏名や本籍地などの戸籍関係の情報が記載された証明書を平成29年から発行すると発表した。

ゆるキャラグランプリ2016

ゆるキャラグランプリ2016にエントリーしていたユキマサです。

皆様のおかげで、総合30位、企業その他部門で11位になることが出来ました。
応援ありがとうございました。



今年は愛媛県で開催でした



ステージで皆さんにご挨拶もした



行政書士ブースや僕も大人気

少しでも行政書士のアピールに貢献できたか？

今年もいろんな活動を行っていくので、楽しみにしてほしい



★ 会員の動き ★



新規登録会員さん! いらっしゃい!!

①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号



大 西 淳 文
(おおにし あつふみ)

- ① 2016年 8月15日
- ② 630-8133
奈良市大安寺七丁目21番8号
- ③ 大西淳文行政書士事務所
- ④ 0742-61-8392



松 本 光 正
(まつもと みつまさ)

- ① 2016年 8月15日
- ② 636-0201
磯城郡川西町大字下永657番地の1
- ③ 松本光正行政書士事務所
- ④ 0743-20-6901



谷 康 弘
(たに やすひろ)

- ① 2016年 9月 1日
- ② 631-0014
奈良市朝日町一丁目2番地の22
- ③ 谷行政書士事務所
- ④ 0742-87-1200



川 端 明
(かわばた あきら)

- ① 2016年 8月15日
- ② 630-0213
生駒市東生駒1丁目468番地1
- ③ 川端行政書士事務所
- ④ 0743-87-9335



常 川 聡 志
(つねかわ さとし)

- ① 2016年 9月 1日
- ② 630-8114
奈良市芝辻町4丁目13番地7
- ③ 行政書士常川聡志事務所
- ④ 0742-87-1686



日 高 正 志
(ひだか まさし)

- ① 2016年 8月15日
- ② 635-0025
大和高田市神楽3丁目1番20号 サンプラザ神楽333号室
- ③ 日高行政書士事務所
- ④ 090-7750-7199



田 畑 麻由子

(たばた まゆこ)

- ① 2016年10月15日
- ② 636-0003
北葛城郡王寺町久度1丁目1番28号
- ③ 行政書士せいわ総合田畑事務所
- ④ 0745-32-2228



後 藤 恭 平

(ごとう きょうへい)

- ① 2016年 9 月15日
- ② 636-0071
北葛城郡河合町高塚台2丁目6番地16
- ③ 行政書士後藤恭平事務所
- ④ 0745-32-5388



松 田 直 樹

(まつだ なおき)

- ① 2016年11月 1 日
- ② 639-2112
葛城市笛堂222番地6
- ③ 午後から行政書士事務所
- ④ 080-3824-8511



上 仲 裕 美

(うえなか ひろみ)

- ① 2016年 9 月15日
- ② 639-0252
香芝市穴虫635番地8
- ③ 行政書士上仲事務所
- ④ 0745-77-8628



福 瀬 敏

(ふくせ さとし)

- ① 2016年11月 1 日
- ② 636-0131
生駒郡斑鳩町服部2丁目17番7号
- ③ ふくせ行政書士事務所
- ④ 090-1440-2590



住 野 陽 一

(すみの よういち)

- ① 2016年10月 2 日
- ② 631-0041
奈良市学園大和町4丁目1-1 ラ・メサ202号
- ③ 住野陽一行政書士事務所
- ④ 090-8386-3792



大 西 博

(おおにし ひろし)

- ① 2016年10月15日
- ② 635-0044
大和高田市蔵之宮町12番14号
- ③ 大西行政書士事務所
- ④ 080-3769-5586

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2016年 9 月15日	事務所の所在地 事務所の電話	森 章 浩	〒636-0202 磯城郡川西町結崎668-10 0 7 4 5 - 4 4 - 8 1 0 6
2016年 9 月30日	事務所の所在地 事務所の電話	杉 浦 恵 美	〒630-8253 奈良市内侍原町4番地 小林ビル203 0 7 4 2 - 2 0 - 1 7 0 0
2016年10月14日	氏名の漢字	山 口 恵 將	
2016年11月15日	氏名・事務所の所在地 事務所の電話	小木曾 文 絵 (旧姓 相賀文絵)	〒639-1123 大和郡山市筒井町418-3-21 0 7 4 3 - 2 2 - 9 0 3 6
2016年11月15日	事務所の名称	板 谷 一 郎	行政書士事務所グッド・フェイス・パートナーズ

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 退 会 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

退会年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話	事 由
2016年 9 月23日	高以來 宏 起	〒631-0011 奈良市押熊町2123番地の66 0 9 0 - 9 2 8 0 - 6 4 5 4	廃 業
2016年 9 月30日	登 日 清 成	〒630-0256 生駒市本町13番2号 0 7 4 3 - 7 5 - 6 8 9 9	廃 業
2016年10月31日	東 義 之	〒630-8261 奈良市北市町65番地 0 7 4 2 - 2 2 - 0 5 6 5	廃 業

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ お亡くなりになった方 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

死亡年月日	氏 名	事務所所在地・事務所電話
2016年11月 4 日	土 谷 喜 秀	〒639-0265 香芝市上中314番地 0 7 4 5 - 7 7 - 2 7 6 8



..... 編 集 後 記

あけましておめでとうございます。

平素は本誌編集および広報部活動にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

さて今号では広報のメイン行事である10月の広報月間の取り組みを掲載しております。早いもので広報部員として1年半が過ぎましたが、「広報とは何か？」といつも考え、皆で意見を出し合い、活動してきました。「広報って奥深いな」その一言につきます。

現在、2月22日の行政書士記念日に向けて企画中です。

引き続きご協力ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

広報部 野村 早香



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



表紙：朱雀門とユキマサ

文字：鈴木基舟氏

行政 なら 第133号

平成29年1月1日発行

発行人 中 嶋 章 雄
発行所 奈良県行政書士会
〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1
(株T. T. ビル3階)

TEL. 0742-95-5400 FAX. 0742-26-6400

電子メールアドレス：gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス：http://www.gyoseinara.or.jp/

謹賀新年



会 長 中 嶋 章 雄
副会長 米 田 英 樹
副会長 松 岡 順 司
副会長 連 紗 智

理 事 (総務部部长)	二 宮 聰 介	綱 紀 委 員 会 委 員 長	西 畑 喜 之
理 事 (経理部部长)	西 澤 伸 明	綱 紀 委 員 会 副 委 員 長	認 谷 邦 夫
理 事 (広報部部长)	谷 澤 祐 樹	綱 紀 委 員 会 委 員	丹 正 祐 子
理 事 (監察部部长)	田 中 和 智	〃	樋 口 一 也
理 事 (研修指導部部长)	松 塚 百 合 恵	〃	片 山 聖
理 事 (第1業務部部长)	木 田 和 宏	〃	木 元 靖 浩
理 事 (第2業務部部长)	藏之上 邦 男	〃	井 原 吉 男
理 事 (総務部副部长)	松 本 和 也	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	山 田 祐 己
理 事 (広報部副部长)	松 井 紀 行	選 挙 管 理 委 員 会 副 委 員 長	森 田 光 弘
理 事 (広報部副部长)	長 森 和 奈	選 挙 管 理 委 員 会 委 員	市 川 亮 知
理 事 (研修指導部副部长)	久 田 雅 美	〃	高 市 昌 一
理 事 (第1業務部副部长)	森 田 泰 浩	〃	坊 中 佑 宜
理 事 (第1業務部副部长)	稲 本 太 一	〃	田 佐 藤 貴 玲
理 事 (第2業務部副部长)	平 櫛 恵 美 子	〃	
理 事 (第2業務部副部长 兼 監 査 部 副 部 長)	遠 山 健 太 郎	行 政 書 士 A D R セ ン タ ー 奈 良	
監 事	谷 口 晴 康	セ ン タ ー 長	濱 口 和 久
監 事	西 田 周 祐	副 セ ン タ ー 長	米 田 英 樹
法 規 等 審 査 委 員 会 委 員 長	二 宮 聰 介	運 営 委 員 会 委 員	福 岡 長 二 郎
法 規 等 審 査 委 員 会 副 委 員 長	谷 澤 祐 樹	〃	谷 口 眞 人
法 規 等 審 査 委 員 会 委 員	松 井 紀 行	〃	奥 隆
〃	森 田 光 弘	〃	高 市 昌 知
〃	池 永 輪 香 子	〃	山 崎 靖 子 (弁護士)

会員の皆様、新春のお慶びを
申し上げます。
本年も、一層のご指導の程
お願い申し上げます。

